

事務連絡
令和2年3月9日

各都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給資格者が児童扶養手当
の受給に必要な届出が提出できない場合等の対応について

日頃より、児童扶養手当制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることが極めて重要な時期であり、受給資格者が、感染者等との接触の機会を減らす等の理由から、外出を控えたことにより、児童扶養手当の認定請求書、ほか受給に必要な届出及びこれらに添付する書類の提出が遅延した場合の事務手続については、下記にご留意の上、特段のご配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に周知をお願いします。

なお、下記の取扱いについては、令和2年2月に提出すべき認定請求書等から適用されるものとします。

記

受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第7条第2項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることとしているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が外出を控え、これに伴って認定請求書の提出が遅延することとなった場合等には、「やむを得ない理由」に該当するものと考えられますので、法第7条第2項の規定に沿った弾力的な対応をしていただきますようお願いいたします。

また、一部支給停止除外事由届出書の提出や、障害認定診断書に基づき期間を定めて受給資格を認定した場合の事務手続の際等にも、手当額の減額や支払の差止めを行わないこととするなど、同様に弾力的な対応をお願いいたします。

(照会先)
子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係
TEL:03-5253-1111 (内線 4889)
E-mail:bosijiritsusien@mhlw.go.jp